CORPORATE GOVERNANCE

Innovation Holdings CO.,LTD.

最終更新日:2024年11月21日 株式会社イノベーションホールディングス

代表取締役社長 原 康雄

問合せ先:経営管理本部 03-6274-8733

証券コード: 3484

https://www.ihd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、安定的かつ継続的な企業価値の成長を図り、事業活動に関わる全てのステークホルダーに対する利益還元の最大化を目指しております。その実現には、これらステークホルダーからの信頼が不可欠であると認識しており、健全で透明度が高い業務執行体制、監督・監視体制の構築を経営上の最重要課題と位置付けております。当社では、この基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスを充実・強化し、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及び公平性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3-1 情報開示の充実】

[補充原則3-1-3]

気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響については少ないものと認識しておりますが、TCFDの提言については重要な課題であると認識しており、今後、取組み方法について検討してまいります。なお、当社が飲食店に対して子ども食堂の開催を支援する「お店のこども食堂(みせしょく)」や廃棄物の削減に寄与する「居抜きの活用」等、当社のサステナビリティの取組み内容、並びに人的資本や知的財産への投資等を含む中期経営計画については、ホームページ、各種IR関連資料にて情報開示を行っております。・当社HP

サステナビリティ 基本的な考え方と取組

https://www.ihd.co.jp/ir/sustainability/

お店のこども食堂「みせしょく」

https://www.ihd.co.jp/wp/csr

居抜きの活用による廃棄物削減 (2025年3月期第2四半期 決算説明資料 P.51)

https://ssl4.eir-parts.net/doc/3484/ir_material_for_fiscal_ym1/168112/00.pdf

中期経営計画 (2025年3月期第2四半期 決算説明資料 P.25~26)

https://ssl4.eir-parts.net/doc/3484/ir_material_for_fiscal_ym1/168112/00.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、原則として政策保有株式について保有しない方針であり、現在も保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、新たに関連当事者と取引を開始する場合には、事前に取締役会において、取引の合理性、事業上の必要性、取引条件の妥当性について慎重に確認した上で、承認を得ることとしております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

[補充原則2-4-1]

当社では、管理職登用の方針につきましては能力や適性など総合的に判断するものとしており、性別・国籍・採用ルートの条件の制約は一切設けておりません。また、多様性を考慮して人材の育成に取り組んでおり、中核人材の登用における多様性の確保の現状および今後の目標は以下の通りです。

(女性の管理職の登用)

2024年3月現在、当社全社員に占める女性比率は15.9%です。また、現状では女性管理職の登用はありません。今後、能力ある女性を積極的に管理職に登用し、女性管理職比率を1割とすることを目指します。なお、取締役会における女性取締役比率は11.1%であります。

(中途採用者の管理職への登用)

中途採用者については、管理職における中途採用者割合が93.3%となっているため、特に今後の目標は定めておりません。

(外国人の管理職への登用)

当社の事業形態、領域の観点から規模は小さく、現状では外国人管理職の登用はありません。今後については、先ず外国人管理職を1名登用することを目指します。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現時点において企業年金等を導入していないため、当社のアセットオーナーとしての企業年金への関与はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

()当社の企業理念・経営ビジョンにつきましては当社ホームページに開示しております。また、経営戦略・経営計画については、決算説明会資料等において開示する方針としております。

() 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書「 1.基本的な考え方」に記載しております。

()当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「 .1. [取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

()当社の取締役及び監査等委員である取締役の候補者の指名にあたっては、当社の企業理念への理解があり、ビジョンに共感をもち、豊富な経験や能力及び知見、相応しい人格を有し、当社の企業価値の向上に寄与すると考えられる者を候補とし、株主総会において選任することとしております。

また、取締役及び監査等委員である取締役の選任並びに解任を行う上での手続については、指名・報酬委員会にて審議・検討の上、取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

() 当社の取締役候補の個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則3-1-3]

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

[補充原則4-1-1]

当社では、法令及び定款に定められた事項及び取締役会規程に基づき重要事項の意思決定を行っております。また取締役会で決定する事項以外の審議及び決定については、職務権限規程、業務分掌規程及び決裁権限規程を定め、代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を充たしていることに加え、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い知見を持ち、当社の取締役会の意思決定において適切な指導や貢献が期待できる人物を選定しております。

[補充原則4-10-1]

当社では、取締役の指名および報酬に関する透明性と客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である指名・ 報酬委員会を設置しております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、定款により取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、取締役会における知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮し、候補者を選任しております。現在は取締役6名、監査等委員である取締役3名で構成されており、監査等委員である取締役3名全員を社外から選任しており、外部からの視点を取り入れ監視・監督機能を強化しつつ、迅速で的確な経営の意思決定を行っており、現時点では、現在の構成が適切なバランスと規模であると考えております。

当社は現在外国籍の取締役を選任しておりませんが、性別や国籍に関わらず、適任者がいる場合、当社の会社規模、業績、事業内容等を考慮しながら、選任について検討してまいります。

なお、各取締役のスキル・マトリックスについては、「 . その他」に記載の[スキル・マトリックス]をご参照ください。

[補充原則4-11-2]

・当社は、社外取締役を含め、取締役・監査等委員である取締役候補者、取締役・監査等委員である取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる状況であると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会の招集通知や有価証券報告書等に記載、開示しております。

[補充原則4-11-3]

当社は、年に一度、取締役会の実効性を評価するにあたり、全ての取締役を対象にアンケートを実施しております。直近の結果につきましては、 各質問に対して肯定的評価となっており、総合的に見て取締役会の実効性は確保されているものと評価しております。今後、本実効性評価を踏ま え、指摘事項等があった場合には十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【原則4-14 取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】

[補充原則4-14-2]

当社では、取締役・監査等委員である取締役に対して必要な知識の習得に対応した研修・セミナーの機会提供や書籍の購読等により、自らの役割と責務を果たせるように支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では経営管理本部IR課をIR担当部署とし、必要に応じて機動的に連携を図り、株主や投資家の皆様との建設的な対話の推進に努めております。また、代表取締役及び経営管理本部管掌役員を中心に積極的に個別面談に対応し、顔が見えるIRを行っていく方針でございます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社における資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応につきましては、当社ウェブサイトに開示しております以下の資料をご覧ください。

「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」

https://ssl4.eir-parts.net/doc/3484/tdnet/2459260/00.pdf

「2025年3月期第2四半期 決算説明資料」

https://ssl4.eir-parts.net/doc/3484/ir_material_for_fiscal_ym1/168112/00.pdf

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称 新合(%) 所有株式数(株) 割合(%)

株式会社クロップス	9,982,500	59.51
UNION BANCAIRE PRIVEE(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	784,000	4.67
志村 洋平	254,000	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	116,600	0.69
原康雄	100,000	0.59
テンポイノベーション従業員持株会	80,800	0.48
守山 雄順	44,200	0.26
近藤 裕二	34,400	0.20
間宮 健太郎	33,800	0.20
丸山 淳一	32,000	0.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社クロップス (上場:東京、名古屋) (コード) 9428

補足説明 更新

- 1.上記【大株主の状況】は、2024年9月30日の状況を記載しております。
- 2.当社は2024年9月30日現在、自己株式(900,608株)を所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

株式会社クロップスは、当社の支配株主(親会社)に該当しますが、2024年3月期において同社との間で記載すべき取引はありません。支配株主との取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会にて十分に審議した上で、その実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応してまいります。なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、取締役会の諮問機関である特別委員会において審議・検討を行い、答申を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社グループは、移動体通信事業を主たる事業とし、その他に人材派遣事業、ビルメンテナンス事業、卸事業及び海外事業を行っており、当社は、親会社グループ唯一の店舗転貸借事業、不動産売買事業及び家賃保証事業を営む会社であります。当社と親会社グループの間に競合関係、重要な取引はなく、当社の事業活動に影響を与えるものはありません。株式会社クロップスの代表取締役が当社の非常勤取締役に就任しておりますが、当社の経営判断については、親会社の承認を必要とする事項はなく、当社が独自に検討のうえ決定し、独立性は確保していると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性				£	会社と	:の関	係()			
₹	周往	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
川原 誠	他の会社の出身者											
青山 理恵	他の会社の出身者											
玉 伊吹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川原誠			-	同氏は、事業会社にて培った豊富な経験と経営者としての深い知見を有しており、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言をいただけることを期待し、監査等委員である取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
青山 理恵			-	同氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を 有しており、これまでも経営判断に資する会計 面からの的確な助言・提言があったこと等か ら、監査等委員である取締役に選任しておりま す。また、当社との間に特別な利害関係はな く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない と判断し、独立役員に指定しております。

玉 伊吹らの的確な助言・提言があったこ玉 伊吹-査等委員である取締役に選任した、当社との間に特別な利害関係株主と利益相反が生じるおそれ。	Eしております。ま 関係はなく、一般
--	-----------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無<mark>更新</mark>

なし

現在の体制を採用している理由更新

当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、監査等委員会規程の定めにより、必要に応じて、内部監査 室が監査等委員会事務局業務及び監査等委員の職務の補助を行うこととし、監査等委員補助業務に関して、取締役以下補助使用人の属する組 織の上長等の指揮命令を受けないことを徹底するとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、それぞれの役割に応じた監査を実施し、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

なお、より緊密な連携を図るため、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人による監査関連協議会を定期的に開催してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会にする任意の委	 指名·報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会にする任意の委	 指名·報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取 締役

補足説明

指名・報酬委員会は、代表取締役社長と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成しており、監査等委員である取締役は全員が独立社外取締役であります。また、委員長は代表取締役社長の原康雄が務めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

個々の取締役の報酬については、役位、職責、当社の業績、前事業年度の当期純利益等を考慮し、総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、1億円以上の報酬を受け取る者がいないため、個別報酬の開示は実施しておりません。なお、有価証券報告書において、全取締役の 報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。 また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、監査等委員会の意見を聴取したうえで、業績や他社の水準等も踏まえ て必要な検討がなされており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水 準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬(賞与)により構成し、監査 機能を担う非常勤取締役および社外取締役ならびに監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしま

- す。 ・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
- 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、前事業年度の当期純利益等を考慮しながら、総合的に勘案して 決定するものとします。 また、業務執行取締役に対して業績連動報酬(賞与)を支給する場合には、業績指標を反映した報酬額とし、株主総会で決 議された報酬等の限度額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。 ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 個人別の報酬額については株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で原案を審議・検討の上、取締役会

の決議により決定するものとします。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員の協議により決定するものとします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、総務法務部が行っており、取締役会の資料等は事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を行っております。また、社外取締役と総務法務部との間で定期的にミーティングを行い、社内情報の共有を図っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

(1)取締役会

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名であります。

また、監査等委員である取締役の員数は3名であり、3名全員が社外取締役であります。

取締役会は原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づく重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

コーポレート・ガバナンスにおいては、独立した立場からの客観的・中立的な経営監視の機能も重要であり、独立した立場である社外取締役3名がいることで経営監視も有効に機能するものと考えております。

(2)監査等委員会

当社の監査等委員会は3名(3名全員が社外取締役)で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員は、取締役会に出席して業務執行に関する意思決定の監督等を行い、その他、必要に応じて重要な会議へ出席し、情報の収集とともに意見陳述等を行っております。

(3)指名·報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成しており、監査等委員である取締役は全員が独立社外取締役であります。また、委員長は代表取締役社長の原康雄が務めております。

(4)特別委員会

当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うことを目的として、取締役会の諮問機関として特別 委員会を設置しております。特別委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、委員長は監査等委員の川原 誠が務めております。

(5)経営会議

、 当社の経営会議は、常勤の取締役その他社長が指名する者で構成され、原則、毎月1回開催しております。経営会議では、経営上の重要事項・ 取締役会付議事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項等の円滑な執行を図っております。

(6)コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、経営管理本部管掌役員を委員長とし、役員・各部門の中から委員長が指名した者で構成され、原則、四半期毎に開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討・審議を行い、コンプライアンス体制の強化・推進を図っております。

(7)内部監査室

内部監査業務は社長直属の組織として専任担当者1名(内部監査室長)で構成され、内部監査計画に基づき、業務全般の適正性·妥当性等に係る監査を行っております。

(8)会計監査人

会計監査業務は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実並びに企業価値の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員である社外取締役3名を含む取締役9名で構成される取締役会と、社外取締役3名で構成される監査等委員会による体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、決算業務の早期化、監査法人との連携により、早期発送に取組んでおります。また、発送日前に当社ホームページにて、株主総会の招集通知 を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるとともに、出席できやすい 場所において株主総会を開催するよう、留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月14日開催の定時株主総会からインターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2023年6月13日開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(要約)を作成し、日本語版の掲載後、速やかに当社ウェブサイト、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム及びTDnet(東京証券取引所)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身記 明の無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用サイトに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 詳細は下記をご覧〈ださい。 https://www.ihd.co.jp/ir/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第2四半期決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向け 決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用サイト(https://www.ihd.co.jp/ir/)を設け、有価証券報告書、決算短信、 適時開示資料、決算説明会にて使用した資料、IRニュース等を掲載しておりま す。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部IR課にて担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は「貢献創造~挑戦と進化~」を企業理念として掲げ、当社と関わる全ての方々に敬意と感謝の念を持ち、行動することと定めております。また、コンプライアンス基本方針を制定し、ステークホルダーからの信頼に応えるためにも、役職員一人一人が法令や社会的規範を充分に理解し、行動し、実践するものとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の転貸借事業では居抜き物件を活用し、設備や内装等の店舗物件における前テナントの造作物を、新たに入居するテナントが再利用する仕組みとなっており、これにより、居抜き物件の成約数の増加に比例して、排出される予定であった廃棄物の削減に寄与することとなります。当社では、このビジネススキームを展開する店舗転貸借事業を通じて、持続可能な生産消費形態の確保という課題解決につなげて参ります。また、当社ではCSR活動として、子どもの貧困や孤食といった社会的な課題の解決に向けた取り組みとして、飲食店を活用した子ども食堂(お店のこども食堂)を推進しています。これは「子ども食堂」における資金や場所の確保、時間の制約といった課題を当社が運営支援や運営費用の補助を行うことで解決していく取り組みであり、行政やNPO法人と協力し企画を実施するなど、少しずつ活動の幅を広げております。https://www.ihd.co.jp/wp/csr
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を適時に適切に開示していくことが重要と認識しており、適時開示及び当社ウェブサイト等にて迅速・正確に、かつ公平に情報提供を行える体制の充実に努めて参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するために、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、当該基本方針に基づき運営しております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告します。出席監査等委員は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査します。
- (2) 使用人の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当者は必要に応じて監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役会その他重要な会議の議事録など取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め、適正に保存及び管理します。
- (2) 取締役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧ができる体制を構築します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスク管理に関しては、事業に関する潜在的なリスクを事前に洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けます。
- (2) 各部門との情報共有を図るため、定期的に各部門責任者による会議を行い、リスクの早期発見と防止に努めます。
- (3) 内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を定期的に行います。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めます。また、取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の報告を行います。
- (2) 経営会議を月に1回、または必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づき業務を執行するにあたり、重要事項を協議 します。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行し、また、適宜、経営に関 する情報を相互に交換・協議し、取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言します。
- e. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を整備します。
- (2) 内部統制システムの構築について、当社グループ独自にて取り組むことを基本とします。
- (3) 親会社とは、必要に応じて、情報の共有、連携を図ります。
- (4) 親会社グループ間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保します。
- (5) グループ会社の経営状況は、経営管理本部で管理し、進捗状況等を取締役会で報告します。
- (6) グループ全体の監視および監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人およびグループ会社の監査役との連携を図ります。
- (7) グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導および支援を実施します。
- f. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役(監査等委員を除く取締役を除く)の指揮命令に属さない専属の使用人を配置できる体制とします。
- (2) 監査等委員会を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立を確保するものとします。
- g. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが可能な体制とします。
- (2) 監査等委員は、経営会議等定期的な会議へ参加するとともに、会社が対処すべき課題、監査の状況、監査上の重要課題等について、代表取締役と意見交換を行います。
- (3) 監査等委員は、定期的に内部監査室及び子会社監査役と情報交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保します。
- h.監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員の職務執行について必要な費用が発生し、監査等委員が費用の前払いを請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室との間で監査内容等の情報を共有し、相互の連携を図ります。
- (2) 監査等委員は、定期的に重要な会議体に参加することにより、会社が対処すべき課題及びリスク等の情報を把握し、監査上の重要な課題等について意見交換を行います。
- i. 反社会的勢力排除のための体制

- (1)暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき対応し、反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とします。
- (2) 暴力団追放センター及び民間調査会社等に加入し、反社会的勢力の動向や対策等に関する情報収集に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としており、暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除を行っております。

当社が新規取引を開始する場合、反社会的勢力照会依頼書を使用して、あらかじめ当社総務法務部総務課に対して反社会的勢力に係る属性確認を依頼し、新聞記事検索サービス等により属性確認を行っております。さらに取引先との間で契約を締結する場合においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むことを徹底しております。主要な既存取引先については、反社会的勢力排除に係る属性確認を定期的に行っております。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、定期的に講習会等に参加し意識の徹底とともに情報収集にも努めております。なお、万一有事が発生した際には積極的に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや東京都警察本部、顧問弁護士等に相談し対応策を講じることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

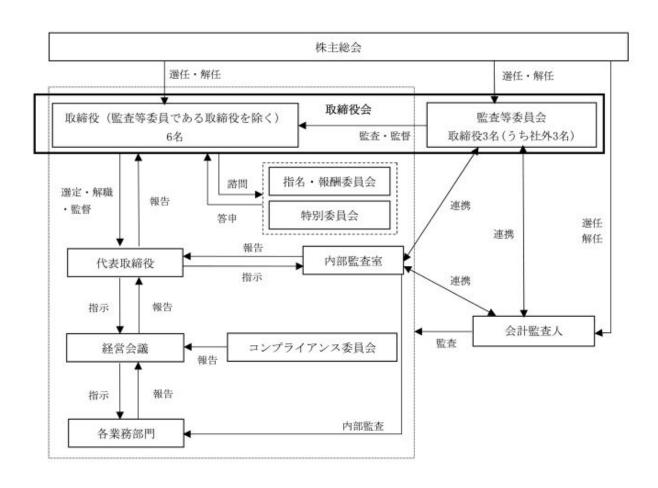
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

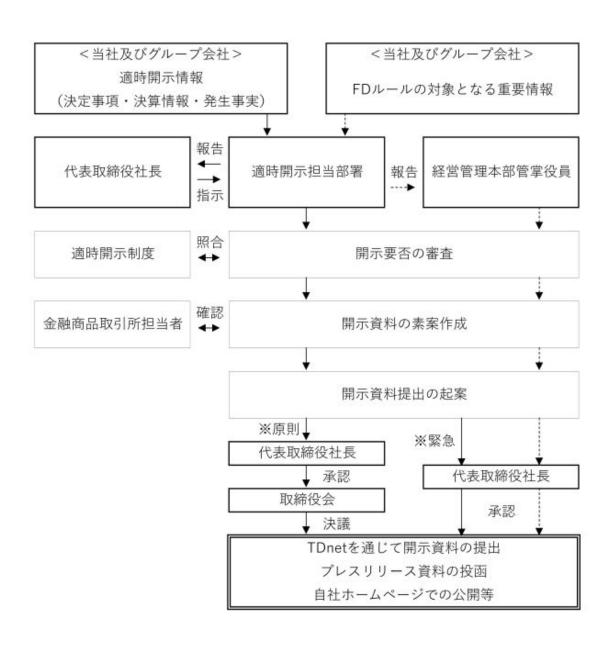
(1)コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2)適時開示体制について

当社では、株主及び投資家の皆さまに対して、公平・公正な情報を迅速かつ適切な時期に適正な方法で開示することを基本方針としております。当社は、経営管理本部管掌役員を情報取扱責任者としており、役員、従業員から収集された情報は、逐次、経営管理本部管掌役員または適時開示担当部署に集められ、適時開示体制の概要(模式図)に記載する手続きに従って公表すべき情報は、適時に公表しております。また、役員・従業員に対しては、会社における重要情報や個人情報の管理を含む情報開示の重要性や遵守すべきルールについて、随時周知・啓蒙を図っております。





【取締役のスキルマトリックス】

	ルゲルテナッナフ			専門	性		
	当社における 現在の地位	企業経営	財務・ 会計	法務・コンプ ライアンス	営業	マーケティング	業界知識
原 康雄	代表取締役社長	0			0	0	0
志村 洋平	専務取締役	0	0	0			0
東城 学将	常務取締役				0	0	0
北澤 学	取締役				0		0
近藤 裕二	取締役				0		0
前田 有幾	取締役	0			0		
川原 誠	社外取締役 監査等委員	0					
青山 理恵	社外取締役 監査等委員		0				
玉 伊吹	社外取締役 監査等委員			0			